

文部科学省・経済産業省告示第四号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年三月三十一日

文部科学大臣 下村 博文
経済産業大臣 茂木 敏充

特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針

一 特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項

イ 経済産業大臣が産業競争力強化法（以下「法」という。）第十六条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の新たな事業の成長発展を図るものであって、当該計画の申請を行った投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当することを認定の要件とする。

- (1) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該特定新事業開拓投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。
- (2) 当該投資事業有限責任組合が、当該特定新事業開拓投資事業及びこれに附帯する事業のみを行うものであること。
- (3) 当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間の終了に伴い解散することとしていること。
- (4) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者（当該法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。）の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
- (5) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の一%以上であること。
- (6) 当該投資事業有限責任組合の内部収益率の目標が十五%以上であること。
- (7) 当該投資事業有限責任組合の組合員が当該投資事業有限責任組合に対し出資している金額及び当該投資事業有限責任組合に対し出資することを約している金額の総額が十億円以上であること。
- (8) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (i) 精神の機能の障害により無限責任組合員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (ii) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に

- 取り扱われている者
- (iii) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (iv) 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この(v)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (vi) 認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
 - (vii) 法人であって、その役員のうち(i)から(vi)までのいずれかに該当する者があるもの
 - (viii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
- (i) 暴力団員等
 - (ii) 法人であって、その役員のうち(i)に該当する者があるもの
 - (iii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (iv) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該個人と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人
 - (v) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいい、その法人が自己の株式又は出資を有する場合のその法人を除く。以下この(v)において同じ。）のグループ（その法人の一の株主等及び当該株主等と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この(v)において同じ。）が、当該法人の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該株主等のグループに属する者
 - (vi) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員、(iv)に掲げる個人及び(v)に掲げる者が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第四条第三項各号に掲げる場合をいう。この場合において、同項各号中「他の会社」とあるのは、「他の法人」と読み替えるものとする。）における当該他の法人
 - (vii) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは

有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するもの

ロ 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、経済産業大臣の認定を受けて特定新事業開拓投資事業を行うに当たっては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（その有する有価証券（法人税法施行令第百十九条の二第二項に規定するその他有価証券に該当する株式又は出資に限る。）の帳簿価額が二十億円以上のものに限る。）から二億円以上の出資を受けるよう努めるものとする。

二 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項

イ 経済産業大臣が法第十七条の二第三項の規定により認定を行うに当たっては、外部経営資源活用促進投資事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 当該計画に基づき外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者（投資事業有限責任組合を含む。）が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合。以下(2)及び(3)において同じ。）が次のいずれにも該当するものであること。

(i) 当該投資事業有限責任組合の投資担当者（当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。以下同じ。）が、外部経営資源活用促進投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。

(ii) 当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。

(iii) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。

(イ) 精神の機能の障害により無限責任組合員及び投資担当者の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(ニ) 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(ホ) 暴力団員等

(ヘ) 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、次のいずれかに該当する者であった者であって、その取消しの日から五年を経過しない者

① 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者

- ② 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が法人である場合、その役員
 - ③ 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が成立させた投資事業有限責任事業組合の、投資担当者
 - ④ 当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任事業組合である場合、その無限責任組合員（無限責任組合員が法人である場合、その法人の役員）及び投資担当者
- (ト) 法人であって、その役員のうち(イ)から(へ)までのいずれかに該当する者がある者
- (チ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (iv) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 暴力団員等
 - (ロ) 法人であって、その役員のうち(イ)に該当する者がある者
 - (ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 当該計画に基づき、外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合が外部経営資源活用促進投資事業を行うことで、当該投資事業有限責任組合から投資を受けた国外の事業者と我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること。
- (3) 当該計画に基づき、外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合の投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと。
- (4) 当該計画に基づく外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合による外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するもの（以下「株式等」という。）の取得及び保有が、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではないこと。
- (i) 株式等の短期的な売買によって利益を受けること。
 - (ii) 専らデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている投資先の事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること。
 - (iii) 投資先の事業者不動産を賃貸し、その投資先の事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その投資先の事業者から賃貸料を受けること。
 - (iv) 投資先の事業者動産をリースし、その投資先の事業者が更にその動産をリースしている場合であって、その投資先の事業者からリース料を受けること。

ロ 法第十七条の四第一項の経済産業大臣の確認にあつては、確認を受けようとする個別の投資が、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることを満たすかを考慮するものとする。

三 特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項

文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。

(1) 当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。

(i) 株式会社であること。

(ii) 当該法人の役員（取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。（iii）を除き、以下同じ。）及び(iv)（イ）に規定する合議制の機関の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。

(iii) 役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員（特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携協力体制を当該法人との間で構築することが見込まれる国立大学法人等（以下「関係国立大学法人等」という。）の役員（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条又は第二十四条に規定する役員をいう。）又は職員その他これに類する者をいう。以下同じ。）以外の者である社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。

(iv) 特定研究成果活用事業者（国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者をいう。以下同じ。）に対する支援（その事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。

(イ) 支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を審査する合議制の機関（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(iii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）

(ロ) 役員及び(イ)に規定する合議制の機関の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関

(ハ) 技術に関する研究成果に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制

(ニ) 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、その役員若しくは使用人の賞与等を支援の

対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動させること又は当該役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制

- (ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制
- (v) 当該法人が次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - (ロ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。(vi)(ニ)及び(2)(v)(ロ)において同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
- (vi) 当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。
 - (イ) 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - (ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (ニ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - (ホ) 暴力団員等
 - (ヘ) 認定特定研究成果活用支援事業者が法第二十条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定研究成果活用支援事業者の役員又はその無限責任組員たる法人の役員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
- (2) 特定研究成果活用支援事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当するものであること。
 - (i) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組員たる法人（以下「業務執行法人」という。）の役員及び支援・投資委員会（支援の対象となる特定研究成果活用事業者及び当該支援の内容を決定する合議制の機関をいう。(iii)(イ)及び(ロ)において同じ。）の構成員が、特定研究成果活用支援事業の実施に関し、必要な知識、能力及び実績を有する者であること。
 - (ii) 業務執行法人の役員のうち一人以上が関係国立大学法人等役職員以外の者である社外取締役であること。
 - (iii) 特定研究成果活用事業者に対する支援の実施に当たり、業務執行法人において次

に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。

- (イ) 支援・投資委員会（その構成員の三分の二以上が関係国立大学法人等役職員以外の者であり、かつ、その構成員に(ii)に規定する社外取締役が一人以上含まれているものに限る。）
 - (ロ) 役員及び支援・投資委員会の構成員による職務の執行を監査する独立性及び専門性を有する機関
 - (ハ) 技術に関する研究成果に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能を備えた体制
- (ニ) 類似の民間事業者の慣行を踏まえ、その役員若しくは使用人の賞与等を支援の対象となる特定研究成果活用事業者の業績と連動させること又は当該役員若しくは使用人の報酬等の水準を適切に設定すること等、当該法人の役員及び使用人が責任をもって業務を行うことができる執行体制
- (ホ) 特定研究成果活用支援事業が国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における研究の進展に資するものであることに鑑み、特定研究成果活用事業者に対する支援の実施状況等について、当該国立大学法人等との間で意見交換を密接に行う体制
- (iv) 当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、支援担当者（業務執行法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合における支援を主として行う者をいう。）の氏名及び当該支援担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。
- (v) 業務執行法人が次のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - (ロ) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの
 - (ハ) その役員のうち(1)(vi)(イ)から(へ)までのうちいずれかに該当する者があるもの
- (vi) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。
- (イ) 暴力団員等
 - (ロ) 法人でその役員のうち(イ)に該当する者があるもの
 - (ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- (3) 当該計画に基づき実施される特定研究成果活用支援事業において支援の対象とする事業活動が、次に掲げる要件を満たすものであること。
- (i) 我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
 - (ii) 国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における学術研究の進展に資するものであること。
 - (iii) 国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
 - (iv) 当該計画の期間内に、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用

事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。

- (4) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。
- (5) 政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。
- (6) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮し、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、率先して支援を行うものであること。
- (7) 関係国立大学法人等による出資の財源として国立大学法人法第七条第二項に基づき政府から国立大学法人等に出資された資金を充てることが見込まれ、かつ、特定研究成果活用支援事業者が法人である場合又は認定特定研究成果活用支援事業者たる法人が無限責任組合員として業務を執行する投資事業有限責任組合である場合にあっては、民業補完に徹するとともに、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保するものであること。
- (8) 特定研究成果活用事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分検討するとともに、支援の実施の決定後にあっては、積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、当該特定研究成果活用事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。
- (9) 特定研究成果活用事業者に対する支援を主として直接行う（特定研究成果活用支援事業者が法人である場合にあっては、当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を通じて支援を実施する場合を含む。）ものであること。
- (10) 他の投資事業有限責任組合（特定研究成果活用支援事業者が法人である場合において、当該法人が業務執行法人である特定研究成果活用支援事業者たる投資事業有限責任組合を除く。）に出資する場合にあっては、当該投資事業有限責任組合が政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは説明を求めること等により適切にフォローアップを行うものであること。
- (11) 当該計画の期間における支援を通じて、保有する株式等の処分等を行うことによって得られる総収入額が総支出額を上回るように、財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、支援を行う特定研究成果活用事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (12) 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助その他の連携が国立大学法人等その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
- (13) 新しく起業する事業者に支援を行うことができる人材を将来にわたって育成する

ものであること。

(14) 研究者の自主性や国立大学法人等の主体性を尊重するとともに、国立大学法人等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。

(15) 中小企業者に対して不当な差別的取扱いをしないものであること。

(16) 特定研究成果活用支援事業以外の事業を実施する場合にあっては、当該事業の実施が特定研究成果活用支援事業の実施に影響を与えないように留意するとともに、特定研究成果活用支援事業に係る取引と特定研究成果活用支援事業以外の事業に係る取引に関する経理を区分する等、特定研究成果活用支援事業に係る経理を明確化すること。

四 備考

イ この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

ロ 一イ(6)に規定する内部収益率の計算方法は次のとおりとする。

(略)

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針第一号イの規定は、産業競争力強化法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合が平成二十九年四月一日以後に受ける同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に係る同項の認定及び当該特定新事業開拓投資事業計画に係る同法第十八条第一項の規定による変更の認定について適用し、同法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合が同日前に受けた同法第十七条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に係る同項の認定及び当該認定を受けた日以後に受ける当該特定新事業開拓投資事業計画に係る同法第十八条第一項の規定による変更の認定については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針第一号イの規定は、産業競争力強化法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合がこの告示の施行の日以後に受ける同法第十六条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に係る同項の認定及び当該特定新事業開拓投資事業計画に係る同法第十七条第一項の規定による変更の認定について適用し、同法第二条第六項に規定する投資事業有限責任組合が同日前に受けた同法第十六条第一項に規定する特定新事業開拓投資事業計画に係る同項の認定及び当該認定を受けた日以後に受ける当該特定新事業開拓投資事業計画に係る同法第十七条第一項の規定による変更の認定については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針第三号の規定は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第七項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者がこの告示の施行の日以後に受ける同法第十九条第一項に規定する特定研究成果活用支援事業計画に係る同項の認定及び当該特定研究成果活用支援事業計画に係る同法第二十条第一項の規定による変更の認定について適用し、同法第二条第七項に規定する特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者が同日前に受けた同法第十九条第一項に規定する特定研究成果活用支援事業計画に係る同項の認定及び当該認定を受けた日以後に受ける当該特定研究成果活用支援事業計画に係る同法第二十条第一項の規定による変更の認定については、なお従前の例による。